

令和 2年 3月27日

特定非営利活動法人
消費者市民ネットとうほく 御中

〒980-0812
仙台市青葉区片平一丁目1-6-705
豊田法律事務所
電話 022-222-4426
FAX 022-262-1742
弁護士 豊田耕史



回 答 書

冠省 当職は公益財団法人アタラクシア（以下「当法人」という）より委任を受けた弁護士として本書を呈上いたします。

さて、従前貴団体と当法人は、霊園の在り方に関して意見の交換を行ってまいりましたところ、主として貴団体2019年11月28日付「再照会書」に対し、下記の通り検討の上で回答申し上げます。

その上で、当法人といたしましては、今回は、下記第2項記載内容にて、令和2年3月13日第2回定時理事会において規約改正を実施済であることをご報告いたしますとともに、なお不十分な部分があるとすれば今後とも引き続きご指導を賜りたくお願い申し上げます。

記

1 再照会の趣旨及び理由に対する検討

(1)再照会の根拠

当法人は、一般墓地、やすらぎの碑、有期限墓地のいずれについても、貴団体の指摘を真摯に検討の上、各規約の改正案を提示したところ、その中で、「使用契約から3年を経過しない期間で、墓石等の設備や納骨をしていない場合は既納の使用料の半額を返還する」という部分に関してはなお不十分ではないかとの再度の指摘を受けた。

指摘の理由としては、「実損填補を基本とした額」という観点からは、上記改正案でもなお当法人の取得する額が高額に過ぎるという旨のものである。そして、このような論旨の前提として、それぞれの墓地使用契約の法的性格が、

① 一般墓地については、墓地使用权の設定のみならず、継続的役務提供の性質をも有すること

② 「やすらぎの碑」及び有期限墓地については、賃貸借契約であること
(いずれも、貴団体2019年8月8日付「申入書」記載に基づく)

が根拠となっているものと考えられる。

そこで、上記の法的性格につき検討を加えた上で、上記指摘について再度意見を述べることにする。

(2)検討

①一般墓地について

一般墓地における墓地使用契約から生ずる権利関係は、貴団体も指摘するように、

A：墓地使用权（永続的に墓地を使用する権利）の設定と、この対価としての墓地使用料の支払

B：埋葬者の供養と霊園管理という継続的役務の受領とその対価としての墓地管理料の支払

という二つの側面を有するものと考えられる。

このうちまずAについては、理論上、権利設定の対価として墓地使用料が支払われている以上、契約上の権利義務関係の履行は終了していると考えることが可能である。従って、墓地使用契約上の中途解約規定ないし法律上の根拠に基づく解除（債務不履行やクーリングオフ等）という法的根拠を有さない、貴団体のいう「中途解約」は、単なる権利者側の一方的な権利放棄に過ぎないと評価される（なお、規約12条の「使用权の放棄」という文言が、実質的に契約の中途解約を認めた規定であるという貴団体の解釈には明らかに文言上の無理があると思われる）。従ってこの場合、当然には使用料の返還請求権は発生せず、また、使用料の不返還規定は違約金の定めに関連するものでもないため、消費者保護法9条1号には該当しないと考えられる。

この点、京都地裁平成19年6月29日判決が、「本件墓地使用契約は、墓地の使用期間の定めはなく、使用者の死亡にかかわらず、相続人又は控訴人から認められた祭祀承継者に引き続き墓地の使用を許諾するものであるから、賃借権または使用借権のように一定期間の使用権を設定するものではなく、永続的ないし永代的な使用権を設定するものということができる」と認定した上で、このことに加えて墓地使用料について一括払いが予定されていること及び使用規則に墓地使用料の返還の規定がないことを考慮すれば、「墓地使用料は使用期間に対応した使用の対価とはいえず、墓地使用权の設定に対する対価と解するのが相当」と判示し、墓地使用料の返還請求を否定していることが参考となると思われる。

次にBについては、上記の通り、「中途解約」の本質が権利者側の一方的な権利放棄に過ぎないことを考えれば、3年前納分の墓地管理料一部返還も論理必然的に認められるとまでは言えないとも解される。しかしながら、今後継続的役務を享受しない意思を表示した者に対しては、その対価としての管理料を返還することには一定の合理性も認められるため、検討の上、期間未経過分を返還する旨の規則に変更することとしたものである。

以上の検討を踏まえた上で、当法人が従前示した規約改正案は、なお不十分といえるであろうか。

もともと、墓地使用权が、特定の法律によって制定されたものではなく、地域の慣習や宗教的意識等に基づいて現状のように形成されてきたものであることを踏まえれば、その在り方を論じるにあたって、社会通念を基礎におくべきことは当然である。その意味で、公益財団法人たる当法人が、墓地使用料一部返還の規約化に舵を切ったことは、前記のような法的解釈とは別に、公営霊園を中心に返還を認める例が多数となってきた社会的風潮や、貴団体の指摘する、

厚生労働省の「標準契約約款」の存在等に照らし、現時点では一部返還を規約化することに社会的相当性があるとの判断によるものに他ならない。

そのような観点から見て、3年以内の使用料半額返還という基準は、当みやぎ霊園と営業エリアを同一とする仙台市霊園条例第15条及び同条例施行規則第12条6（3年以内の解約による使用料及び管理料半額返還）に準拠したものであり、少なくとも仙台市内における市民の意識（地域の社会通念）から見て高額に過ぎるものとは考え難い。

また、営利を目的とする私企業ではないとはいえ、運営コスト的に公営墓地よりも厳しい（主に墓地管理料で賄われる霊園自体の運営コストのみならず、墓地使用料で賄わざるを得ない、土地造成費用等の莫大なイニシャルコストや、墓地販売に従事する従業員の人件費や広告宣伝費等の営業コストも常にかかっている）当法人の営業形態から見て、公営墓地と同水準の返還額は決して社会的に不当とは言えないというべきである。

③ 「やすらぎの碑」及び有期限墓地について

これらの法的性格に関して、特に墓地使用期間内だけを取ってみれば、賃貸借契約類似の側面を有するようにも見える。

しかしながら、これらの契約の本質は、墓地使用期間を終了してもなお、ご遺骨が合祀部に移り、永続的な祭祀が実施されることにこそ認められるものである。この意味で、これらの墓地に関しても、前記のような一般墓地に関する考察がそのまま当てはまるというべきである。

2 再度の検討結果

以上の通り、従前提示した当法人の規約改正案は、法的には決して「不十分」と評価されるべきでないことが強調されるべきである。

しかしながら、当法人としては、これでもなお高額なのではないかという貴団体の指摘を、率直な市民感覚と重く受け止めてさらに検討を重ねた結果、下記の通り墓地使用料返還規定を再度見直すこととする。

記

1. みやぎ霊園使用規程

墓地使用契約日から三年を経過しない期間内で、墓石外柵等の設備を行っておらず且つ納骨をしていない場合は、既納の墓地使用料を別表1の通り返還する。

【別表1】

墓地永代使用料の返金表（第十二条2項）

2020年3月13日現在

期間	要件	返金額
1年未満	放棄申請日が墓地契約日から1年未満で且つ納骨がなされていない場合	既納使用料の九割の額
3年未満	放棄申請日が墓地契約日から3年未満で且つ納骨がなされていない場合	既納使用料の半額

2. やすらぎの碑使用規程

使用契約日から3年を経過しない期間内で且つ納骨をしていない場合は、

既納の使用料を別表の通り返還いたします。

【別表】 使用料の返金表（第4条4項）

期間	要件	返金額
1年未 満	放棄申請日が墓地契約日から1年未 満で且つ納骨がなされていない場合	既納使用料の九割の額
3年未 満	放棄申請日が墓地契約日から3年未 満で且つ納骨がなされていない場合	既納使用料の半額

2020年3月13日現在

3. 有期限墓使用規程

別表5の要件に該当する場合は、既納の使用料を返還する。

別表5

使用料の返金表（第18条2項）

使用料項目	要件	返金額
墓地使用料	放棄申請日が墓地契約日から1年 未満で且つ納骨がなされていない 場合	既納墓地使用料の九割の 額
	放棄申請日が墓地契約日から3年 未満で且つ納骨がなされていない 場合	既納墓地使用料の半額

2020年3月13日現在

*各規程の管理料、墓石使用料については、令和元年10月8日付け回答の通り。

以上